第５章　介護保険サービスの基盤整備

第１節 介護保険施設等の整備方針について

国は地域包括ケアシステムの基本的理念として、「高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制の構築に努めること」としており、各市町は、令和7年（2025 年）、令和 22 年（2040 年）を見据えて介護サービス基盤を計画的に整備することとされています。

今後は、家族による介護が困難な中重度の要介護認定者、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加が見込まれることから、第9期計画においては、介護が必要になっても、住み慣れた地域で必要な介護サービスを受けながら、自分らしい暮らしを続けることができるようにするとともに、介護者の負担軽減や介護離職防止に向け、地域密着型サービス事業所等を計画的に整備する必要があります。

（１）施設・居住系・地域密着型サービスの整備状況

播磨町の整備の状況は、下表のとおりです。

		第8期まで（～R5年度）	第9期（R6～8年度）	令和 22 年（2040 年）への方向性
在宅サービス	定期巡回･随時対応型訪問介護看護	公募するも整備に至らず	1か所整備	合計1か所
	小規模多機能型居宅介護	・「小規模多機能型居宅介護事業所みんなの家」定員 29 人 ・「小規模多機能型居宅介護ゆとり庵大中」定員 29 人	－	合計2か所
	看護小規模多機能型居宅介護	公募するも整備に至らず	1か所整備（定員 29 人）	合計1か所
施設系サービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	・「特別養護老人ホームあえの里」 50 床 ・「特別養護老人ホームグランはりま」50 床	－	合計 100 床
	地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	・「特別養護老人ホームあえの里　弐番館」29 床	1か所整備（定員 29 人）	合計 58 床
居住系サービス	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	・「グループホームCHIAKIほおずき播磨」18 室 ・「あっぷるグループホーム播磨」 18 室 ・「グループホームはなたば」 18 室	－	合計 54 室

（２）第９期介護保険事業計画における介護保険施設等の整備

アンケート調査の結果では、今後の介護について、「在宅介護サービスを使いながら自宅で介護したい」が 50.7%で最も高くなっており、在宅での生活を支えるサービスの充実が求められていると考えられます。

令和 22 年(2040 年)を見据え、可能な限り在宅での介護保険サービスの利用を推進することを目的に、今後、医療ニーズの高い中重度者が一層増加することを見据え、在宅サービスの中核的な役割を担う定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護のサービス整備を進めていきます。

（３）介護保険施設整備の方向性

①介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

令和 22 年(2040 年)までの中長期的な視野に立ち、後期高齢者の増加にともなう中重度要介護者の増加による必要量を踏まえた上で、入所待機者の解消に向けて計画的な整備に努めます。第9期計画においては、1事業所を整備します。

②定期巡回・随時対応型訪問介護看護

短時間の訪問介護や訪問看護を組み合わせた 24 時間サービスです。日中や夜間を通して定期巡回訪問と随時の対応を行うため、介護者が不安に感じている「夜間の排泄」等の解消にもつながります。第9期計画においては、1事業所を整備します。

③看護小規模多機能型居宅介護

「通い」「宿泊」「訪問看護・介護」のサービスが一つの事業所で一体的に受けることができるサービスです。第9期計画においては、医療ニーズを有する要介護者を働きながら介護をする家族の支援となるよう、新たに1事業所(定員 29 名)を整備します。

（４）その他施設の状況

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるための取り組みとして、「自宅」と「介護施設」の中間に位置するような施設(住宅)も増えており、多様な介護ニーズの受け皿となっています。こうした状況を踏まえ、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の設置状況を把握するとともに、特定施設入所者生活介護の指定を受けるよう促します。

また、これらの住宅を指導監督する兵庫県と連携し、情報共有やサービスの質の確保に努めます。

	定員	入所者数		
		自立	軽度(要支援1～要介護1)	中重度(要介護2～5)
有料老人ホーム　（人）	3 か所 80	0	15	23
サービス付き高齢者向け住宅　（人）	3 か所 92	2	33	34
ケアハウス　（人）	1か所 25	3	16	6

第２節 介護保険サービスの利用者数等の推計

第9期計画期間（令和6年度～8年度）における介護保険事業の第1号被保険者の介護保険料基準額については、国が示す推計方法を踏まえて、地域包括ケア「見える化」システムを利用し、以下の手順に沿って算出します。第8期計画期間（令和3年度～5年度）における被保険者数、要支援・要介護認定者数、サービス利用者数、給付費などの実績をもとに推計を行い、次に介護保険料の算定にあたっての諸係数などを勘案しながら第1号被保険者の介護保険料基準額を設定する流れとなっています。

介護保険料基準額の推計手順

1 被保険者数の推計

第1号被保険者数（65 歳以上）・第2号被保険者数（40～64 歳）について、コーホート変化率法により、令和6年度（2024 年度）から令和8年度（2026 年度）の推計を行います。

2 要支援・要介護認定者数の推計

令和5年（2023 年）9月時点での要支援・要介護認定者数の割合（認定率）から、被保険者数推計をもとに令和6年度（2024 年度）から令和8年度（2026 年度）の認定者数推計を行います。

3 施設・居住系サービス量の推計

要支援・要介護認定者数の見込み、施設・居住系サービスの整備方針を踏まえつつ、第8期計画期間における給付実績を分析・評価し、施設・居住系サービス量の推計を行います。

4 在宅等サービス量の推計

地域密着型サービスの整備計画を踏まえつつ、第8期計画期間における給付実績を分析・評価し、在宅等サービス量の推計を行います。

5 地域支援事業に必要な費用の推計

介護予防・日常生活支援総合事業費、包括的支援事業費、任意事業費を見込み、地域支援事業に係る費用を推計します。

6 保険料の設定

上記推計をもとに、第9期の介護保険料を設定します。

（１）施設サービス利用者数の推計

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

身体上・精神上著しい障がいがあるため、常時介護を必要とする入所者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う施設です。

		実績値			推計値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護	給付費（千円／年）	406,966	446,835	452,635	469,569	473,692	481,006
	人数(人／月)	121	126	131	134	135	137

※令和5年度については4月～7月提供実績値の合計を、給付費については 12 か月分、人数・回数については1か月あたり利用に換算し、掲載しています。以下同様。

②介護老人保健施設

要介護者である入所者に対し、在宅生活への復帰を目指して、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話を行う施設です。

		実績値			推計値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護	給付費（千円／年）	187,656	193,359	235,268	250,993	254,996	266,271
	人数(人／月)	45	48	59	62	63	66

③介護療養型医療施設

長期にわたり療養が必要な入所者に対し、機能訓練や医学的管理、介護等のサービスを提供する施設です。令和5年度末をもって廃止され、介護医療院等への転換が図られました。

④介護医療院

長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた介護保険施設です。ただし、医療法上も、医療提供施設として法的に位置づけられます。

		実績値			推計値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護	給付費（千円／年）	54,008	50,431	78,249	90,538	102,716	120,034
	人数(人／月)	10	9	14	16	18	21

（２）居宅サービス利用者数の推計

①訪問介護

ホームヘルパーや介護福祉士が、在宅の要介護者の居宅を訪問して行う介護サービスで、身体介護（食事や排せつ、入浴、体位変換、移動・移乗介助など、利用者の身体に直接触れて行う介助）と、生活援助（掃除、洗濯、調理、買い物などの日常生活の援助）の2種類があります。

		実績値			推計値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護	給付費（千円／年）	215,134	192,619	202,900	205,000	206,713	210,951
	回数（回／月）	7,144	6,601	6,520	6,503	6,553	6,687
	人数（人／月）	244	243	231	234	237	241

②訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

利用者の居宅を入浴車等で訪問し、専用浴槽を提供し、洗髪、洗身などの入浴の介護を行うサービスです。

		実績値			推計値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護	給付費（千円／年）	5,638	6,105	6,509	7,093	7,656	8,081
	回数（回／月）	37	40	43	46	50	53
	人数（人／月）	12	13	14	15	16	17
予防	給付費（千円／年）	0	0	0	0	0	0
	回数（回／月）	0	0	0	0	0	0
	人数（人／月）	0	0	0	0	0	0

③訪問看護／介護予防訪問看護

訪問看護ステーション・病院などの看護師・保健師・理学療法士等が、通院が困難な利用者の居宅を訪問し、医師の指示に基づき、療養上の世話や診療の補助を行うサービスです。

		実績値			推計値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護	給付費（千円／年）	95,060	98,534	93,069	96,108	97,905	99,069
	回数（回／月）	1,518	1,536	1,467	1,493	1,519	1,538
	人数（人／月）	202	206	204	213	217	219
予防	給付費（千円／年）	23,428	23,608	23,498	24,515	25,250	25,696
	回数（回／月）	480	494	483	497	512	521
	人数（人／月）	65	70	71	73	75	76

④訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

診療所や病院に勤務する理学療法士・作業療法士等が、通院が困難な利用者の居宅を訪問し、医師の指示に基づき、生活機能の維持・向上に必要なリハビリテーションを行うサービスです。

		実績値			推計値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護	給付費（千円／年）	19,935	22,948	23,944	26,387	28,255	30,064
	回数（回／月）	573	666	687	746	799	849
	人数（人／月）	44	50	51	53	56	59
予防	給付費（千円／年）	6,552	5,325	9,063	9,486	9,805	9,615
	回数（回／月）	193	162	265	273	282	277
	人数（人／月）	18	15	24	25	26	26

⑤居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師等が、通院が困難な利用者の居宅を訪問し、心身の状況等を把握し、療養上の管理・指導・助言等を行うサービスです。介護保険のサービスが提供される場合、医療保険のサービスは、同一の病気・けがには提供されません。

		実績値			推計値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護	給付費（千円／年）	26,160	27,208	30,084	31,860	32,174	32,660
	人数（人／月）	176	180	190	199	201	204
予防	給付費（千円／年）	2,615	3,355	4,327	4,654	5,057	5,328
	人数（人／月）	20	25	33	35	38	40

⑥通所介護

在宅の利用者をデイサービスセンターに送迎し、食事・入浴等の介護、機能訓練等を行うサービスです。

今後、増加が見込まれる認知症の人や重度の要介護者を積極的に受け入れるとともに、心身機能向上から生活行為力向上訓練までを総合的に行うことにより、自立した在宅生活を継続させるサービスとして期待されています。

		実績値			推計値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護	給付費（千円／年）	297,462	300,952	308,933	323,734	324,607	328,019
	回数（回／月）	3,315	3,369	3,420	3,545	3,532	3,571
	人数（人／月）	299	319	328	351	357	365

⑦通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション

在宅の利用者を老人保健施設、病院等に送迎し、生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションや食事・入浴の介護、栄養改善の指導などを行うサービスです。

リハビリテーションの利用者が、医療保険から介護保険へ移行しても、サービスを切れ目なく受けることができるよう、さらなる医療と介護の連携を推進する必要があります。

		実績値			推計値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護	給付費（千円／年）	77,570	80,692	80,962	85,720	88,647	91,304
	回数（回／月）	799	774	745	768	790	810
	人数（人／月）	91	90	84	86	89	92
予防	給付費（千円／年）	22,897	22,814	23,308	23,915	24,224	25,028
	人数（人／月）	62	62	61	62	63	65

⑧短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護

在宅の利用者が、施設（特別養護老人ホームなど）に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。利用者の心身機能の維持のみならず、家族の身体的・精神的負担を軽減する上で重要なサービスとなっています。

また、特別養護老人ホームの待機者を一時的に受け入れる役割や緊急時の円滑な受け入れを行う役割を果たしています。

		実績値			推計値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護	給付費（千円／年）	115,251	139,160	126,365	139,382	147,954	154,839
	日数（日／月）	1,144	1,366	1,233	1,346	1,425	1,491
	人数（人／月）	73	80	76	82	87	92
予防	給付費（千円／年）	488	529	1,063	1,409	1,411	1,411
	日数（日／月）	6	6	13	18	18	18
	人数（人／月）	2	2	4	5	5	5

⑨短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護

病状が安定期にある利用者が、施設（介護老人保健施設など）に短期間入所し、疾病に対する医学的管理やリハビリテーションなどの医療と日常生活上の世話を受けるサービスです。

		実績値			推計値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護	給付費（千円／年）	9,693	10,054	12,096	14,319	15,708	16,938
	日数（日／月）	65	69	82	96	105	114
	人数（人／月）	8	9	9	10	11	12
予防	給付費（千円／年）	79	0	0	0	0	0
	日数（日／月）	1	0	0	0	0	0
	人数（人／月）	0	0	0	0	0	0

⑩福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

利用者の心身の状況や希望・環境を考慮し、日常生活上の便宜を図るための用具や、機能訓練のための用具・補装具を貸与（レンタル）するサービスです。

福祉用具には、車いす、特殊ベッド、床ずれ防止用具（空気マットなど）、体位変換器、スロープ、歩行器などがあります。

		実績値			推計値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護	給付費（千円／年）	74,491	76,444	74,894	75,964	77,420	79,579
	人数（人／月）	468	455	444	447	455	469
予防	給付費（千円／年）	19,878	19,842	22,685	23,621	24,448	24,962
	人数（人／月）	245	257	295	310	322	329

⑪特定福祉用具購入費／特定介護予防福祉用具購入費

貸与（レンタル）になじまない入浴や排せつに使用する福祉用具を購入した場合において、1年度で 10 万円を上限額とし、購入費の9割（第1号被保険者である高齢者本人の合計所得金額が一定以上所得の場合は8割または7割）を支給するサービスです。

対象用具は、①腰掛便座、②自動排せつ処理装置の交換部品（チューブなど）、③入浴補助用具（入浴用いすなど）、④簡易浴槽、⑤移動用リフトのつり具部分の5種類です。

利用者だけでなく、介護者の負担軽減が図られるなど、介護を支えていくうえで重要な役割を果たしています。

		実績値			推計値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護	給付費（千円／年）	2,985	2,568	2,596	2,967	3,477	3,866
	人数（人／月）	8	6	6	7	8	9
予防	給付費（千円／年）	1,673	1,552	1,792	2,164	2,467	2,839
	人数（人／月）	5	5	5	6	7	8

⑫住宅改修／介護予防住宅改修

手すりの取り付けや段差の解消、便器の改修など、在宅での日常生活や介護者の負担の軽減等のために必要な住宅改修の費用を支給するサービスです。

小規模な一定種類の住宅改修を行った場合において、20 万円を上限額とし、改修費の9割（第1号被保険者である高齢者本人の合計所得金額が一定以上所得の場合は8割または7割）を支給します。

利用者の状態への支援や保険給付として適切な住宅改修が行われるよう、施工前の申請が必要な事前許可制としています。

		実績値			推計値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護	給付費（千円／年）	6,248	6,164	10,236	11,474	12,479	13,334
	人数（人／月）	5	5	9	10	11	12
予防	給付費（千円／年）	7,509	7,605	8,710	10,307	11,686	13,283
	人数（人／月）	6	6	6	7	8	9

⑬特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設（介護付き有料老人ホーム・養護老人ホーム・ケアハウス）の入居者に対し、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の支援、機能訓練等を行うサービスです。

		実績値			推計値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護	給付費（千円／年）	55,135	50,130	62,257	68,314	70,997	76,182
	人数（人／月）	25	22	26	28	29	31
予防	給付費（千円／年）	2,571	3,204	3,745	4,557	5,323	6,084
	人数（人／月）	4	4	5	6	7	8

⑭居宅介護支援／介護予防支援

ケアマネジャーが、在宅の高齢者が保健医療・福祉サービスの適切な利用ができるよう、その状況を把握し、アセスメント（課題分析）を行った上で、心身の状態などに応じたケアプラン（居宅サービス計画・介護予防サービス計画）を作成し、その計画に基づいてサービスが利用できるよう、サービス事業者との連絡調整を行うサービスです。在宅の高齢者の自立した日常生活を支援する柱となる重要なサービスです。

ケアマネジメントにおいては、利用者の有する能力・環境等を評価し、解決すべき課題を分析しますが、その結果に基づくケアプランの作成においては、サービス担当者会議における多職種協働や医療関係職種との連携などの取り組みが期待されています。

		実績値			推計値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護支援							
	給付費（千円／年）	117,999	118,085	113,636	117,476	122,909	127,751
	人数（人／月）	635	650	627	640	668	695
介護予防支援							
	給付費（千円／年）	17,118	17,659	19,456	20,175	20,536	21,040
	人数（人／月）	309	322	353	361	367	376

（３）地域密着型介護サービス利用者数の推計

地域密着型サービスは市町村（保険者）が、必要なサービス量を定め、サービス事業者を指定し、指導監督まで行います。高齢者が中・重度の要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域での生活を継続することができるようにする観点から創設されたサービスとなっており、サービスの利用者は、原則として、サービス事業所が所在する市町村の被保険者に限られています。

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、一つの事業所が訪問介護と訪問看護を一体的に、または訪問看護事業所と密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。日中・夜間を通じて、短時間の定期巡回により訪問し、利用者からの通報による随時訪問も行います。中重度の要介護者の在宅生活を継続する上で重要なサービスです。

播磨町では第９期計画期間中に1事業所の整備を計画しています。

		実績値			推計値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護	給付費（千円／年）	8,470	15,169	14,478	44,231	56,468	71,170
	人数（人／月）	4	7	6	19	24	30

②夜間対応型訪問介護

介護福祉士等が、夜間に、定期巡回または随時の通報により要介護者の居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護や緊急時の対応などを行うサービスです。

令和５年度現在、播磨町には提供事業所がありません。

③認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

認知症の利用者をデイサービスセンター等に送迎し、入浴・排せつ・食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練などを行うサービスです。認知症の特性に配慮したサービスを提供します。

令和５年度現在、播磨町には提供事業所がありません。

④小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

登録者（1事業所につき 29 人以下）に対し、その状態や希望に応じ、小規模の住宅型施設への「通い」を中心とし、「訪問」や「泊まり」を組み合わせて、入浴・排せつ・食事等の介護、機能訓練、療養上の世話などを行うサービスです。

同一事業者から包括的ケアが提供されることから、利用者の要支援状態・要介護状態の軽減や悪化の防止のために有効なサービスです。

令和 5 年度現在、播磨町では2事業所がサービスを提供しています。

		実績値			推計値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護	給付費（千円／年）	127,262	123,081	127,890	132,779	136,034	136,034
	人数（人／月）	51	49	50	51	52	52
予防	給付費（千円／年）	2,868	1,698	4,381	4,443	4,448	4,448
	人数（人／月）	4	3	6	6	6	6

⑤認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

5～9人の認知症の高齢者が共同生活を営み、家庭的な環境と地域住民との交流の中で、入浴・排せつ・食事などの介護や機能訓練などを行うサービスです。

令和 5 年度現在、播磨町では3事業所がサービスを提供しています。

		実績値			推計値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護	給付費（千円／年）	101,608	97,391	115,675	120,642	124,109	127,448
	人数（人／月）	33	32	36	37	38	39
予防	給付費（千円／年）	0	1,931	2,903	5,887	5,895	5,895
	人数（人／月）	0	1	1	2	2	2

⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

定員 29 人以下の特定施設（有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム）に入居する要介護者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護、洗濯・掃除等の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行うサービスです。

令和 5 年度現在、播磨町には提供事業所がありません。

⑦地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

定員 29 人以下の特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理や療養上の世話を行うサービスです。

高齢化の進展に伴い介護老人福祉施設のニーズが高まることが予想されるため、令和 22 年（2040 年）までに2か所（58 床）整備する予定にしており、第9期計画期間中においては1か所整備する計画です。

		実績値			推計値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護	給付費（千円／年）	103,797	105,029	109,282	111,286	111,427	111,427
	人数（人／月）	29	30	30	30	30	30

⑧看護小規模多機能型居宅介護

訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせ、通所・訪問・短期間の宿泊で、介護や医療・看護のケアが受けられるサービスです。

令和５年度現在、播磨町には提供事業所がありませんが、第９期計画期間中において1事業所整備する計画です。

		実績値			推計値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護	給付費（千円／年）	0	0	0	0	0	74,490
	人数（人／月）	0	0	0	0	0	20

⑨地域密着型通所介護

通所介護と同様に在宅の利用者をデイサービスセンターに送迎し、食事・入浴等の介護、機能訓練等を行うサービスです。利用定員は 18 人以下となっており、少人数で地域に密着したサービスとなっています。

		実績値			推計値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護	給付費（千円／年）	36,572	34,511	32,170	34,164	34,823	34,823
	回数（回／月）	433	426	430	443	455	455
	人数（人／月）	49	52	54	55	55	55

第３節 標準給付費の推計

単位：千円

	第9期			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
標準給付費見込額	2,739,103	2,821,056	2,995,157	8,555,316
総給付費	2,595,133	2,671,716	2,840,969	8,107,818
居宅サービス	1,330,601	1,367,108	1,407,923	4,105,632
地域密着型サービス	453,432	473,204	565,735	1,492,371
施設サービス	811,100	831,404	867,311	2,509,815
特定入所者介護サービス費等給付額	61,367	62,320	63,746	187,433
高額介護サービス費等給付額	69,592	73,537	76,478	219,607
高額医療合算介護サービス費等給付額	10,685	11,112	11,557	33,354
算定対象審査支払手数料	2,326	2,371	2,407	7,104

※総給付費
前頁までの介護（介護予防）サービス給付費の合計額です。

※特定入所者介護サービス費等給付額
低所得の方の介護保険施設等の利用が困難とならないように、食費と居住費の一定額以上が保険給付される制度です。第8期計画期間の実績等を勘案し推計した後、補足給付の見直しに伴う財政影響額を勘案して、給付額を見込みました。

※高額介護サービス費等給付額
介護サービスを利用して、支払った自己負担額が一定額を超えた場合に支給されます。医療保険の高額療養費制度における負担限度額に合わせた、現役並み所得者の世帯の上限額の見直しに伴う財政影響額を勘案して、給付額を見込みました。

※高額医療合算介護サービス費等給付額
医療保険と介護サービスを利用して、支払った自己負担額が一定額を超えた場合に支給されます。

※算定対象審査支払手数料
介護報酬の審査及び支払いに関する事務を委託している国保連合会に対して、支払う手数料です。第8期計画期間の実績等を勘案して、件数と費用を見込みました。なお、1件あたりの単価は 52 円です。

第４節 地域支援事業の推計

地域支援事業の利用者数及び事業費について、第8期計画の利用実績をもとに推計しています。

（１） 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業にかかる利用者数及び給付費の推計値は以下のとおりです。

①介護予防・生活支援サービス事業

訪問介護相当サービス

	実績値			推計値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付費（千円／年）	24,890	24,613	27,002	29,021	30,140	30,799
人数(人／月)	125	117	131	138	143	146

訪問型サービス A

	実績値			推計値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付費（千円／年）	2,142	2,380	2,358	2,474	2,537	2,577
人数(人／月)	22	25	30	31	32	33

通所介護相当サービス

	実績値			推計値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付費（千円／年）	45,060	47,266	58,560	61,440	63,007	64,011
人数(人／月)	172	190	220	224	229	234

通所型サービス A

	実績値			推計値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付費（千円／年）	1,470	1,323	1,324	1,391	1,445	1,476
人数(人／月)	11	10	10	11	12	13

介護予防ケアマネジメント

	実績値			推計値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付費（千円／年）	7,810	7,839	8,433	8,848	9,073	9,218
人数(人／月)	143	142	164	171	177	181

②介護予防・日常生活支援総合事業にかかる事業費

単位:千円

	第9期			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
介護予防･日常生活支援総合事業	109,925	113,213	115,245	338,383
訪問型サービス計	31,495	32,677	33,376	97,548
通所型サービス計	62,831	64,452	65,487	192,770
介護予防ケアマネジメント	8,848	9,073	9,218	27,139
介護予防普及啓発事業	2,193	2,277	2,327	6,797
地域介護予防活動支援事業	3,339	3,468	3,543	10,350
地域リハビリテーション活動支援事業	466	484	495	1,445
上記以外の介護予防･日常生活総合事業	753	782	799	2,334

（２）包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業

包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業にかかる事業費の推計値は以下のとおりです。

①包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)の提供体制

	実績値			推計値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域包括支援センター設置箇所数(ヶ所)	1	1	1	1	1	1
人員体制(人)	9	9	9	9	9	9

②任意事業の事業内容

		事業内容
介護給付等費用適正化事業		事業者への情報提供、検証により給付費等の適正化を図る
家族介護支援事業	認知症高齢者見守り事業	SOS･見守りネットワークの構築等
	家族介護用品支給等助成事業	家庭で高齢者を介護している家族に介護用品を助成
	家族介護慰労助成事業	家庭で要介護者を介護している家族を慰労
その他事業	住宅改修理由書作成支援事業	住宅改修のみ利用する場合の住宅改修理由書作成費を支払う
	認知症サポーター等養成事業	認知症サポーターの養成
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が必要な方への支援を行う

③包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業にかかる事業費

単位:千円

	第9期			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業	39,332	39,124	39,099	117,555
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)	34,673	34,490	34,468	103,631
任意事業	4,659	4,634	4,631	13,924

（３）包括的支援事業（社会保障充実分）

包括的支援事業(社会保障充実分)にかかる費用の推計値は以下のとおりです。

単位:千円

	第9期			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
包括的支援事業(社会保障充実分)	15,767	14,667	14,667	45,101
在宅医療・介護連携推進事業	1,664	564	564	2,792
生活支援体制整備事業	7,712	7,712	7,712	23,136
認知症初期集中支援推進事業	87	87	87	261
認知症地域支援・ケア向上事業	5,690	5,690	5,690	17,070
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	5	5	5	15
地域ケア会議推進事業	609	609	609	1,827

（４）地域支援事業費計

第9期計画期間における地域支援事業費の推計値は以下のとおりです。

単位:千円

	第9期			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
地域支援事業費	165,024	167,004	169,011	501,039
介護予防・日常生活支援総合事業費	109,925	113,213	115,245	338,383
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	39,332	39,124	39,099	117,555
包括的支援事業(社会保障充実分)	15,767	14,667	14,667	45,101

第５節 保険料の算定と基本的な考え方

（１）第１号被保険者負担割合について

介護保険事業にかかる給付費は、サービス利用時の利用者負担を除いて、保険料と公費が 50%ずつを占めています。第９期計画では、第８期計画に引き続き、第１号被保険者負担率が社会全体の年齢別人口の増減により標準給付費見込額と地域支援事業費見込額の合計額の 23%を第１号被保険者（65 歳以上の方）、27%を第２号被保険者（40～64 歳の方）が負担することとなっています。

また、公費における負担割合は、基本的には国が 25%（うち調整交付金として５%）、県が 12.5%、町が 12.5%となっていますが、県が指定権限を有する施設分の給付については、国が 20%（うち調整交付金として５%）、県が 17.5%、町が 12.5%となります。

◆介護保険の財源構成

居宅給付費

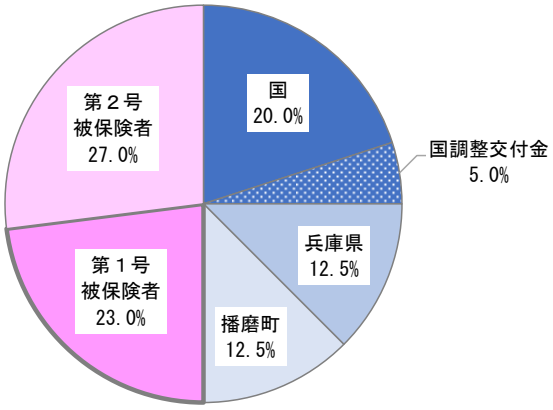

施設給付費

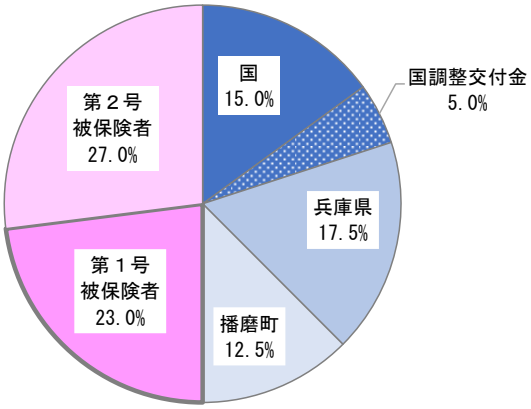

地域支援事業の財源（地域支援事業交付金）は、保険給付費の一定率を上限に介護保険料と公費で構成されます。以下は、介護保険料（第１号及び第２号で表記）と公費（国、都道府県、市町村）における財源構成割合です。

◆地域支援事業費の財源構成

介護予防･日常生活支援総合事業

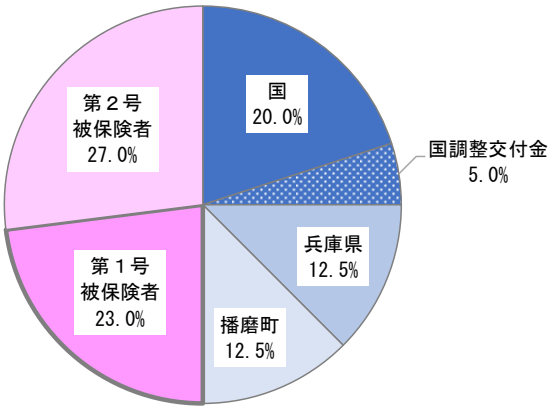

包括的支援事業･任意事業

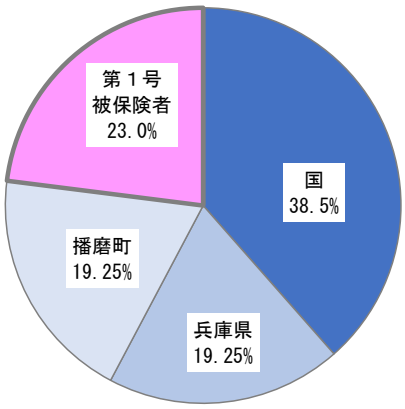

（２）基金の取崩しについて

第９期計画では以下の基金を活用し、保険料の上昇を抑制します。

介護給付費準備基金とは、市町村の介護保険事業特別会計において発生した余剰金等を積み立て、財源不足時に取崩して充当するために設置されている基金です。

本町では、令和５年度末の介護給付費準備基金の残高が 320,000 千円となる見込みです。

そのうち高齢化の状況や令和５年度の給付費見込み、第９期における報酬改定の内容、近隣市町における保険料設定や施設整備計画等も勘案した結果、上記基金のうち 279,300 千円を取崩して第９期介護保険料の収納必要額に繰り入れ、保険料上昇を約 857 円引き下げる原資として活用しています。

（３）介護保険制度改正における費用負担に関する事項等について

第９期計画期間では、低所得者対策、制度の持続性及び公平性の観点などから、以下の制度改正が行われます。

①介護報酬改定について

令和６年度報酬改定率は＋1.59％で、うち、介護職員の処遇改善分が+0.98％、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準として+0.61％が措置されます。

②多床室の室料負担の見直し及び基準費用額（居住費）の見直し

多床室に関して、一部の施設（介護老人保健施設においては「その他型」及び「療養型」、介護医療院においては「Ⅱ型」）については、新たに室料負担（月額８千円相当）を導入することとなりました。

また、近年の光熱水費の高騰に対応し、在宅で生活する者との負担の均衡を図る観点から、基準費用額を増額することとなりました。

③第１号保険料に関する見直し

国は、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、第 1 号被保険者間での所得再分配機能を強化すること（標準段階の９段階から 13 段階への多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の最終乗率の引下げ等）で、低所得者の保険料上昇の抑制を図ることとしました。

④調整交付金の見直し

第１号保険料のあり方を見直すことに伴い、介護給付費財政調整交付金の所得段階及び所得段階別加入割合補正係数についても見直しを行い、保険者ごとの所得分布状況に係る調整機能を強化することとしました。

（４）第９期計画における保険料設定の考え方

国は、所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行うために、保険者の判断により、保険料の設定を弾力化することを認めています。

第９期計画における国の標準段階区分は 13 段階ですが、播磨町では、保険料の公平性の確保と被保険者の負担能力に応じた保険料と保険料段階を検討した結果、下記の 14 段階に設定しました。

【第9期計画期間における所得段階の設定】

保険料段階	課税状況		対象者
	本人	世帯	
第1段階	非課税	非課税	1.生活保護受給者 2.本人及び世帯全員が町民税非課税で、かつ本人が老齢福祉年金受給者もしくは課税年金収入額＋合計所得金額が 80 万円以下の者
第2段階	非課税	非課税	本人及び世帯全員が町民税非課税かつ課税年金収入額＋合計所得金額が 120 万円以下の者
第3段階	非課税	非課税	本人及び世帯全員が町民税非課税で、上記に該当しない者
第4段階	非課税	課税	本人が町民税非課税で、同じ世帯に町民税課税者がいる者のうち課税年金収入額＋合計所得金額が 80 万円以下の者
第5段階	非課税	課税	本人が町民税非課税で、同じ世帯に町民税課税者がいる者で、上記に該当しない者
第6段階	課税	課税	本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が 120 万円未満の者
第7段階	課税	課税	本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の者
第8段階	課税	課税	本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の者
第9段階	課税	課税	本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の者
第 10 段階	課税	課税	本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の者
第 11 段階	課税	課税	本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の者
第 12 段階	課税	課税	本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が 620 万円以上 800 万円未満の者
第 13 段階	課税	課税	本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が 800 万円以上 1,000 万円未満の者
第 14 段階	課税	課税	本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が 1,000 万円以上の者

【第9期計画における所得段階別被保険者数】

（単位：人）

		第9期			合計
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
第1号被保険者数		9,497	9,476	9,441	28,414
	第1段階	1,606	1,602	1,597	4,805
	第2段階	843	841	838	2,522
	第3段階	746	744	741	2,231
	第4段階	1,172	1,169	1,165	3,506
	第5段階	1,304	1,301	1,297	3,902
	第6段階	1,513	1,510	1,504	4,527
	第7段階	1,389	1,386	1,381	4,156
	第8段階	526	525	523	1,574
	第9段階	176	176	175	527
	第 10 段階	64	64	63	191
	第 11 段階	37	37	37	111
	第 12 段階	39	39	39	117
	第 13 段階	20	20	20	60
	第 14 段階	62	62	61	185
	合計	9,497	9,476	9,441	28,414
所得段階別加入割合補正後被保険者数		9,378	9,357	9,322	28,057
弾力化をした場合の所得段階別加入割合補正後被保険者数		9,180	9,161	9,125	27,465

（５）第９期計画における保険料算定

①保険料収納必要額

保険料算定に関わる各指数及び見込値、保険料収納必要額は以下の通りです。

単位：千円

	第9期			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
標準給付費見込額（A）	2,739,103	2,821,056	2,995,157	8,555,316
地域支援事業費（B）	165,024	167,004	169,011	501,039
介護予防・日常生活支援総合事業費(b1)	109,925	113,213	115,245	338,383
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	39,332	39,124	39,099	117,555
包括的支援事業（社会保障充実分）	15,767	14,667	14,667	45,101
標準給付費見込額と 地域支援事業費見込額の合計（A+B）	2,904,127	2,988,060	3,164,168	9,056,355
調整交付金相当額（E）（A+b1）×5%	142,451	146,713	155,520	444,684
調整交付金見込額（I）（A+b1）×H	100,856	107,101	125,971	333,928
調整交付金見込交付割合（H）	（3.54%）	（3.65%）	（4.05%）	
財政安定化基金拠出金見込額				0
財政安定化基金償還金				0
介護給付費準備基金取崩額				279,300
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額				24,000
市町村特別給付費等	0	0	0	0
保険料収納必要額（L）	1,890,418			

※調整交付金

国が、国の負担分のうち、標準給付費の5%にあたる額を財政調整交付金として交付するもので、市町村間の介護保険財政格差を是正するものであるため、5%未満または5%を超えて交付される市町村もあります。5%との差額については、第1号被保険者負担分として、保険料を算定します。

※保険者機能強化推進交付金等交付金

各市町村が行う自立支援・重度化防止の取り組み及び都道府県が行う市町村に対する取り組みの支援に対し、それぞれ評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、交付金が交付されます。

②第1号被保険者保険料基準額の算定

第1号被保険者の負担割合（23%）、予定保険料収納率（98.9%）、所得段階別加入割合補正後被保険者数、調整交付金、介護給付費準備基金取崩額、保険者機能強化推進交付金等の交付見込額をもとに算定した結果、第9期計画における第1号被保険者の保険料基準月額は 5,800 円となります。

【保険料算出のイメージ】

① 標準給付費＋地域支援事業費合計見込み額（令和6年度～令和８年度）
9,056,355 千円

② 第1号被保険者負担分相当額（令和6年度～令和8年度）
2,082,962 千円（①の 23%）第9期

③ 保険料収納必要額

第1号被保険者負担分相当額	2,082,962 千円
＋）調整交付金相当額	444,684 千円
－）調整交付金見込額	333,928 千円
－）介護給付費準備基金取崩額	279,300 千円
－）保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	24,000 千円
保険料収納必要額	1,890,418 千円

④ 収納率 98.9%
収納率で補正後 1,911,444 千円

÷

⑤ 所得段階別加入割合補正後被保険者数 27,465 人
（基準額の割合によって補正した令和6年度～令和8年度までの被保険者数）

≒

⑥ 保険料基準月額 5,800 円
（年額 69,600 円）

※端数処理のため計算が一致しない場合があります。

（６）第９期計画期間における第１号被保険者の所得段階別保険料年額

【所得段階別保険料年額】

第8期計画（令和3～5年度）		
介護保険料所得段階	比率	保険料
【第1段階】 1.生活保護受給者 2.本人及び世帯全員が町民税非課税で、かつ本人が老齢福祉年金受給者もしくは課税年金収入額＋合計所得金額が 80 万円以下の者	基準額 ×0.3※ （0.5）	19,800 円
【第2段階】 本人及び世帯全員が町民税非課税かつ課税年金収入額＋合計所得金額が 120 万円以下の者	基準額 ×0.5※ （0.65）	33,000 円
【第3段階】 本人及び世帯全員が町民税非課税で、上記に該当しない者	基準額 ×0.7※ （0.75）	46,200 円
【第4段階】 本人が町民税非課税で、同じ世帯に町民税課税者がいる者のうち課税年金収入額＋合計所得金額が 80 万円以下の者	基準額 ×0.85	56,100 円
【第5段階】 本人が町民税非課税で、同じ世帯に町民税課税者がいる者で、上記に該当しない者	基準額	66,000 円
【第6段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が 120 万円未満の者	基準額 ×1.15	75,900 円
【第7段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の者	基準額 ×1.25	82,500 円
【第8段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の者	基準額 ×1.5	99,000 円
【第9段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が 320 万円以上 400 万円未満の者	基準額 ×1.7	112,200 円
【第 10 段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の者	基準額 ×1.8	118,800 円
【第 11 段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満の者	基準額 ×2.0	132,000 円
【第 12 段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が 800 万円以上 1,000 万円未満の者	基準額 ×2.1	138,600 円
【第 13 段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が 1,000 万円以上の者	基準額 ×2.2	145,200 円

第9期計画（令和6～8年度）		
介護保険料所得段階	比率	保険料
【第1段階】 （変更なし）	基準額 ×0.285※ （0.455）	19,836 円
【第2段階】 （変更なし）	基準額 ×0.485※ （0.685）	33,756 円
【第3段階】 （変更なし）	基準額 ×0.685※ （0.69）	47,676 円
【第4段階】 （変更なし）	基準額 ×0.85	59,160 円
【第5段階】 （変更なし）	基準額	69,600 円
【第6段階】 （変更なし）	基準額 ×1.15	80,040 円
【第7段階】 （変更なし）	基準額 ×1.25	87,000 円
【第8段階】 （変更なし）	基準額 ×1.5	104,400 円
【第9段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の者	基準額 ×1.7	118,320 円
【第 10 段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の者	基準額 ×1.9	132,240 円
【第 11 段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の者	基準額 ×2.1	146,160 円
【第 12 段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が 620 万円以上 800 万円未満の者	基準額 ×2.3	160,080 円
【第 13 段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が 800 万円以上 1,000 万円未満の者	基準額 ×2.4	167,040 円
【第 14 段階】 本人が町民税課税で、本人の合計所得金額が 1,000 万円以上の者	基準額 ×2.5	174,000 円

※　第１段階～第３段階については給付費の５割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得者の保険料を軽減しています。（　）は軽減前の率となります。

第６節 令和 12 年（2030 年）以降のサービス利用見込み

第９期計画期間と同様の手法で算出した令和 12 年以降のサービス利用の見込みは以下のとおりです。

単位：人/月

		介護サービス			介護予防サービス		
		令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度
居宅サービス	訪問介護	267	282	270			
	訪問入浴介護	19	21	20	0	0	0
	訪問看護	242	258	248	83	86	81
	訪問リハビリテーション	65	69	69	29	29	27
	居宅療養管理指導	227	242	234	44	46	43
	通所介護	405	428	408			
	通所リハビリテーション	103	109	104	71	73	69
	短期入所生活介護	101	107	104	5	6	5
	短期入所療養介護	14	14	14	0	0	0
	福祉用具貸与	523	557	537	358	371	343
	特定福祉用具購入費	9	9	9	8	8	8
	住宅改修	12	13	12	9	10	9
	特定施設入居者生活介護	30	32	31	7	7	6
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	33	36	35			
	夜間対応型訪問介護	0	0	0			
	地域密着型通所介護	60	63	60			
	認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護	58	61	60	7	7	6
	認知症対応型共同生活介護	43	44	43	2	2	2
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0			
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	32	35	35			
	看護小規模多機能型居宅介護	22	24	24			
施設サービス	介護老人福祉施設	151	162	161			
	介護老人保健施設	68	73	72			
	介護医療院	18	18	18			
	介護療養型医療施設						
居宅介護支援・介護予防支援		775	821	787	409	423	394